2018年7月13日

グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018 年第 10 号

今回のテーマ: 企業が国外に委託する研究開発費用加算控除関連政策

2018 年 6 月 25 日、財政部、税務総局及び科学技術部は『企業が国外に委託する研究開発費用加算控除関連政策に関する問題の通知』(財税[2018]64 号)(以下 64 号文と略称)を公布した。本通知は 2018 年 1 月 1 日より実施される。

新旧政策主要な変更内容

共通点: 国外の個人に委託する研究開発費用は国外研究開発費用として企業所得税加算控除の優遇税制の対象とはならない。

相違点:

種類	新たな政策	元の政策
政策	企業が国外へ委託する研究開発費用は実際発生額の	『研究開発費用加算控除政策の最適化
内容	80%を委託者の国外委託研究開発費用として計上でき	に関する通知』(財税〔2015〕119号)
	る。国外委託研究開発費用は国内研究開発費用の三分	の第二条により、「企業の、国外機関また
	の二までを条件として、企業所得税加算控除することがで	は国外個人へ委託する研究開発費用
	ಕಿる。	は、加算控除できない」(廃止された)。
証明	技術開発契約書登録との関連事項を明確にしたうえで、	『国家税務総局が企業研究開発費用加
資料	優遇税制適用申告に関し将来の税務調査のために保存	算控除政策に関する問題の通知』(国
	の必要がある資料については簡素化を行う。	家税務公告 2015 年第 97 号)将来の
		税務調査のために保存の必要がある資
		料は複雑である。

お見逃しなく:

企業所得稅

64 号文の公布は、企業の所得税加算控除範囲を拡大すると同時に、企業の税務コンプライアンスに対し更なる高い水準を求めるものである。企業は経営状況及び関連税収規定により、自己の判断で優遇税制を適用するかどうかを判断する必要がある。条件が適合する場合には、免除される税金金額を自ら計算し、企業所得税申告書を作成することで、優遇税制を受けることができる。したがって、企業は自己の経営環境について正確に判断することが求められることとなったといえる。

▶ 証明資料保存

税務当局の要求により、企業が将来の税務調査のために保存の必要がある資料の保存期限は、優遇を受ける当年度企業所得税確定申告期間の終了日の翌日から 10 年である。

▶ 移転価格

64号文により、委託者と受託者との間に関連関係が存在する場合には、受託者は委託者に研究開発項目費用に関する詳細な情報を提供する必要がある。研究開発費用実際発生額は独立交易原則によって確定されるべきである。

以上

© 2018 致同会計師事務所(特殊普通パートナーシップ)。版権所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。

致同会計師事務所(特殊普通パートナーシップ)はGrant Thornton International Ltd(GTIL,致同国際)のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL(致同国際)はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。

当該速報に含まれる情報は参考の用のみに使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。